

## 返金規定

区分	返金申請	返金金額
出国前	登録日から授業開始 4 週間前	入学金を除いた金額を返金
	登録日から授業開始 2 週間前	入学金と2週間分の寮費を除いた金額を返金
	登録日から授業開始1週間前	入学金と4週間分の寮費を除いた金額を返金
	授業開始1週間前未満	入学金と4週間分の学費、寮費を除いた金額を返金
出国後	1～4週コースの登録者	残りの期間関係なしに返金不可
	返金期間が留学期間の75%～100%以内	返金期間から1週を除いた残りの授業料と寮費の50%返金
	返金期間が留学期間の50%～74%以内	返金期間から1週を除いた残りの授業料と寮費の20%返金
	返金期間が留学期間の50%未満	返金不可
	返金期間が留学期間の50%未満 (16週以上の登録者)	返金期間から1週を除いた残りの授業料、寮費の20%返金
延長	延長授業開始4週間前	4週間分の授業料と寮費の50%を除いた金額の返金
	延長授業開始2週間前	4週間分の授業料と寮費を除いた金額の返金
	延長授業開始2週間前未満	返金不可
コース変更	4週単位の変更	差額発生時は追加で納付(100%)、差額の返金は不可
部屋変更	4週単位の変更	差額発生時は追加で納付(100%)、差額の返金は不可

- 残りの留学期間及び授業は他の学生、家族に譲渡、譲受は禁止です。
- 災難/災害、伝染病(風土病)、戦争、内乱、暴動、テロ、ハイジャック、政府命令等、学校が対処できない事由により授業が進行できない場合、学校は授業を中断できます。(返金不可)
- 学生の病気がフィリピンでの治療が難しい場合(セブ3大病院チョンワ/CDU/UCMEDの中でどれか一つの病院の診断書提出必須) また、直系家族(両親、兄弟姉妹、配偶者、子息息女のみ / 祖父母及び既婚の兄弟姉妹は含みません。)が病気により危篤状態の場合のみ 出国日基準2週間以内に関連資料を提出後、報告時期に関係なく残りの授業料、寮費の50%を返金いたします。  
出国日基準2週間以内に関連資料の提出がない場合は一般の返金規定を適用いたします。  
出国前に上記事由によりキャンセルした場合、出国前返金規定を統一して適用します。
- 報告時点：出国後の返金姿勢は返金期間の2週前に返金の意思を書面で報告しなくてはなりません。  
報告時点より遅れた場合、返金期間の2週を除いて、返金が適用されます。(返金期間は報告時点の翌週月曜日から計算)
- 早期卒業、研修中断の要請は2週前までに報告しなくてはなりません。また、違反した場合に発生する問題は、全て学生に責任があります。  
(ビザの延長、パスポート受領等)
- 当校は不測な事態より開講日/コース/教科課程やプログラムを必要と判断した際は変更できる権利を持ちます。
- 祝日：フィリピン政府が指定した公式な祝日、振替休日には授業が開催されません。また祝日、振替休日に対する補償、返金はできません。
- 報告規定：学生達に問題が発生し、退学処分の前または返金時にI,BREEZE語学院は学生達の父母、留学エージェントに発生した問題を報告する事が出来ます。退学時、残りの寄宿舎代、学費の返金はできません。  
退学を通告された学生は通告を受けた日の正午12時までに退出しなくてはなりません。
- I,BREEZE語学院の入寮日は日曜日、退寮日は土曜日のお昼12時です。お守りいただかない場合は、追加費用が発生します。  
(退寮者は土曜日に荷物の保管が可能、退出が遅れた場合1週間分の寄宿舎費が請求されます。)
- 留学期間の延期(到着後)：延長開始希望日の2週間前までにお知らせください。  
留学期間の延期は4週間単位のためのセットです。(例：4週間、8週間、12週間)  
学生は最大6ヶ月の延長申請ができ、申請は1回のみです。学校はお部屋の空室状況に基づいて、確認致します。  
場合によってはお部屋の移動、部屋タイプの変更がある場合があります。
- 留学開始前の延期申請(入学日の変更)：登録後1回に限り可能で、入学日から2週間前に申請する必要があります。  
入学日の変更は本来の開始日から最大6ヶ月以内まで可能であり、学生が6ヶ月以内に入学できない場合、もしくは追加の入学日変更申請の際は自動キャンセルされ、返金規定が適用されます。  
(返金規定は初回登録時に定めたの入学日に基づいて適用されます)
- 入学日の2週間以内には開始日の変更が不可であり、申請時に自動的にキャンセルおよび返金規定が適用されます。